

(公印省略)
伊 監 第 35 号
令和 6 年 7 月 5 日
(2024 年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 14 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

2 監査の対象部局

令和 4 年度(2022 年度)に定期監査を実施した部局にフォローアップ監査を実施した部局の事務の改善状況

3 措置を講じた部局等

<意見>

市長

教育長

<指摘事項>

総務部

総務室

管財課

市民自治部

まちづくり室

まちづくり推進課

市立伊丹病院事務局

総務課

4 監査の期間

令和 6 年(2024 年)4 月 4 日～令和 6 年(2024 年)6 月 3 日

5 監査結果提出日

令和 6 年(2024 年)6 月 21 日

6 措置の内容

別紙令和 6 年（2024 年）6 月 28 日付け伊総人第 353 号、令和 6 年（2024 年）6 月 28 日付け伊教委教職第 796 号、令和 6 年（2024 年）6 月 28 日付け伊総総管第 214 号、令和 6 年（2024 年）6 月 28 日付け伊市まま第 283 号、令和 6 年（2024 年）6 月 28 日付け伊病総第 784 号の回答文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 総 人 人 第 353 号
令 和 6 年 6 月 28 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

2 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日～令和 6 年（2024 年）6 月 3 日

3 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 組織管理について (Ⅰ) 過重労働の防止と働き方改革の一層の推進について 長時間労働が、生産性・効率性の低下を招き、健康の確保を困難にし、ワーク・ライフ・バランスに悪影響を与えるものとして大きな社会問題となったことを受け、長時間労働の抑制と働きやすい労働環境を整備することを目的として、労働基準法が改正され、平成31年4月1日から民間企業における時間外労働の上限を規定するとともに年5日以上の年次有給休暇の取得が義務付けられました。 国家公務員も同様に、職員の健康保持や人材確保の観点等から超過勤務時間の縮減は重要な課題との認識から、労働基準法の規定に準じて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律や人事院規則を改正し、超過勤務時間の上限を規定するとともに、人事院通知により職員の年5日以上の年次有給休暇の取得を促しています。 伊丹市においても、労働基準法の改正や国家公務員の取扱いに準じて、平成31年4月1日から伊丹市職員の勤務時間に関する規則等で超過勤務時間の上限を規定するとともに、年5日以上の年次有給休暇を確実に取得するよう通知し、長時間労働の抑制と働きやすい労働環境の整備に向けた措置を講じています。 上記の経緯を踏まえ、令和3年度から定期監査において職員の勤務時間の詳細に着目して実態を調査しています。令和4年度の定期監査では24所属を調査し、15所属に対して超過勤務時	・超過勤務時間の上限規制違反への対応については、各所属へのヒアリングを実施するとともに、各部局において業務のあり方や人員配置の見直しを進めてまいります。 ・有給休暇取得の未達への対応については、職員ごとに年間の取得計画を策定し、進捗管理を徹底する取組を進めてまいります。

監査結果に対する措置について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
間の上限規制違反を、6 所属に対して年 5 日以上の有給休暇取得の未達を、その程度を加味して指摘、あるいは注意し、改善を促しました。 今回のフォローアップ監査で、令和 5 年度での改善状況を確認したところ、11 所属で超過勤務の上限規制違反が見られ、2 所属で年 5 日以上の年次有給休暇取得が未達でした。（詳細は、下表のとおりです） これらの各所属においては、改善を図るべく個々の事務作業の合理化・効率化、事務分担の見直し、情報の共有の取組を進めましたが、体系立てられた事務改善で所属全体に波及する成果を得たとは言えない状況です。また、超過勤務時間の上限を超える長時間労働が常態化している所属も依然として見られます。こうしたことから、緊張感をもって更に一段、改善の取組を充実強化、加速させる必要があると考えます。 1 カ月 45 時間及び年間 360 時間を原則とする超過勤務時間の上限規制並びに年 5 日以上の年次有給休暇取得は、過重労働防止の観点から重要、かつ働き方改革の入口となる必達の目標です。 令和 5 年度に実施した定期監査でも、半数近くの所属で超過勤務時間の上限規制違反が見られることから、今一度全庁的な取組として、それぞれの所属において事務の特性、職員の勤務状況や労働環境を点検し、課題を明らかにして対策を講じるよう求めます。 （下表省略）	

(公 印 省 略)
伊教委教職第 796 号
令和 6 年 6 月 28 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

教育長 太田 洋子

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

2 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日～令和 6 年（2024 年）6 月 3 日

3 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 組織管理について (Ⅰ) 過重労働の防止と働き方改革の一層の推進について 長時間労働が、生産性・効率性の低下を招き、健康の確保を困難にし、ワーク・ライフ・バランスに悪影響を与えるものとして大きな社会問題となったことを受け、長時間労働の抑制と働きやすい労働環境を整備することを目的として、労働基準法が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から民間企業における時間外労働の上限を規定するとともに年 5 日以上有給休暇の取得が義務付けられました。 国家公務員も同様に、職員の健康保持や人材確保の観点等から超過勤務時間の縮減は重要な課題との認識から、労働基準法の規定に準じて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律や人事院規則を改正し、超過勤務時間の上限を規定するとともに、人事院通知により職員の年 5 日以上の年次有給休暇の取得を促しています。 伊丹市においても、労働基準法の改正や国家公務員の取扱いに準じて、平成 31 年 4 月 1 日から伊丹市職員の勤務時間に関する規則等で超過勤務時間の上限を規定するとともに、年 5 日以上の年次有給休暇を確実に取得するよう通知し、長時間労働の抑制と働きやすい労働環境の整備に向けた措置を講じています。 上記の経緯を踏まえ、令和 3 年度から定期監査において職員の勤務時間の詳細に着目して実態を調査しています。令和 4 年度の定期監査では 24 所属を調査し、15 所属に対して超過勤務時間の上	・ 超過勤務時間の上限規制違反への対応については、各所属へのヒアリングを実施するとともに、各部局において業務のあり方や人員配置の見直しを進めてまいります。 ・ 有給休暇取得の未達への対応については、各所属へのヒアリングにおいて未達の可能性がある職員については、年間の取得計画を策定するよう指導し、進捗管理を徹底する取組を進めてまいります。

監査結果に対する措置について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
限規制違反を、6 所属に対して年 5 日以上の有給休暇取得の未達を、その程度を加味して指摘、あるいは注意し、改善を促しました。 今回のフォローアップ監査で、令和 5 年度での改善状況を確認したところ、11 所属で超過勤務の上限規制違反が見られ、2 所属で年 5 日以上の年次有給休暇取得が未達でした。(詳細は、下表のとおりです) これらの各所属においては、改善を図るべく個々の事務作業の合理化・効率化、事務分担の見直し、情報の共有の取組を進めましたが、体系立てられた事務改善で所属全体に波及する成果を得たとは言えない状況です。また、超過勤務時間の上限を超える長時間労働が常態化している所属も依然として見られます。こうしたことから、緊張感をもって更に一段、改善の取組を充実強化、加速させる必要があると考えます。 1 カ月 45 時間及び年間 360 時間を原則とする超過勤務時間の上限規制並びに年 5 日以上の年次有給休暇取得は、過重労働防止の観点から重要、かつ働き方改革の入口となる必達の目標です。 令和 5 年度に実施した定期監査でも、半数近くの所属で超過勤務時間の上限規制違反が見られることから、今一度全庁的な取組として、それぞれの所属において事務の特性、職員の勤務状況や労働環境を点検し、課題を明らかにして対策を講じるよう求めます。 (下表省略)	

(公 印 省 略)
伊 総 総 管 第 214 号
令 和 6 年 6 月 28 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 4 年度（2022 年度）に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

総務部 総務室 総務課、管財課

2 措置を講じた部局

総務部 総務室 管財課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日～令和 6 年（2024 年）6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

総務部 総務室 管財課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 公の施設の指定管理について (Ⅰ) 指定管理に係る一連の事務手続の不備について 市役所内駐車場及び保健センター駐車場の指定管理に係る一連の事務手続において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。 ・業務の再委託にかかる承認申請決裁遅延（基本協定書第 14 条第 1 項） ・令和 4 年度年間事業報告書の記載事項漏れ（基本協定書第 29 条第 1 項） 「管理施設の利用拒否等の件数及び理由に関する事項」 ・月間事業報告書の提出期日遅延（基本協定書第 30 条第 1 項） ・令和 5 年度月間事業報告書の記載事項漏れ（基本協定書第 30 条第 1 項） 「指定管理者からの押印」 「管理施設の利用拒否等の件数及び理由に関する事項」 「利用者からの苦情・要望等の内容とその措置に関する事項」 ・利用料金の承認申請決裁遅延（基本協定書第 35 条第 3 項）	・業務の再委託にかかる承認申請について、遅延することが無いよう事務の見直しを行いました。 ・利用拒否等の件数について事案が無い場合でも、その旨を記載するよう指定管理者に指示しました。 ・月間事業報告書の提出期日について遅延することが無いよう事務の見直しを行いました。 ・月間事業報告書において、指定管理者の押印がされるよう指定管理者に指示しました。 ・管理施設において利用拒否等の事案が無い場合でも、その旨を記載するよう指定管理者に指示しました。 ・利用者からの苦情・要望等の内容とその措置について、記載するよう指定管理者に指示しました。 ・利用料金の承認申請において遅延することが無いよう事務の見直しを行いました。

(公 印 省 略)
伊 市 ま ま 第 283 号
令 和 6 年 6 月 28 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 4 年度（2022 年度）に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課、市民相談課

2 措置を講じた部局

市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日～令和 6 年（2024 年）6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
I 収入事務について (1) 共同利用施設等の光熱費の収納状況について 令和5年度の共同利用施設等の光熱費の収納状況について2施設を抽出して確認したところ、単価誤りが1件、未納が3件ありました。 まちづくり推進課では、指定管理者が作成した利用者名簿に記録された利用者、使用日、使用時間と実際の収入額を突合して収納を確認していますが、チェックが十分に機能しているとは言えません。また、一部の利用者名簿には使用時間の記録がないため収納額との突合ができないものもありました。 実費徴収金の管理に必須の情報（いつ、誰が、いくら）が欠落することがないように、記録の徹底や事務手順の見直しなど、引き続き改善してください。 (2) 共同利用施設等の光熱費の収納方法について 令和5年度の事務を確認したところ、依然として指定管理者が現金を徴収している事例がありました。 実費徴収金は、指定管理者が徴収事務を取り扱えないこと、利用者から実費徴収金を預かる処理には、経理過誤、利用者とのトラブル、現金保管に係るリスク（紛失、盗難等）が生じること等を周知して、引き続き改善してください。	利用者名簿への利用時間の記載が正しくされるよう、個別に順次説明を行い、記入漏れがないように指導を進めております。 また、提出されてきた利用者名簿と突合して収納状況チェックを行うように事務手順の改善を進めております。 指定管理者へ個別に説明し、事務手順の改善を進めております。

(公 印 省 略)
伊 病 総 第 784 号
令 和 6 年 6 月 28 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 4 年度（2022 年度）に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

市立伊丹病院事務局 総務課、医事課

2 措置を講じた部局

市立伊丹病院事務局 総務課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日～令和 6 年（2024 年）6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市立伊丹病院事務局 総務課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 支出事務について (1) 超過勤務時間の端数処理について 前回の定期監査において、正規の勤務時間と超過勤務時間との合計が 7 時間 30 分に達するまでの間の勤務について端数処理（累積時間の 30 分未満は切捨て、30 分以上は切上げの処理）をした時間で超過勤務手当を算出し支給していたものが 8 件あり、精算を行うよう指摘しましたが、未措置で、その後の事務も改善されていませんでした。 精算を行うとともに、今後は適正に手当を支給してください。 (2) 超過勤務手当の精算について 前回の定期監査において、正規の勤務時間と超過勤務時間との合計が 7 時間 30 分に達するまでの間の勤務については、勤務 1 時間当たりの報酬額に 100/100 を乗じて超過勤務手当を支給するところ、125/100 を乗じて支給していたものが 3 件あり、精算を行うよう指摘しました。令和 5 年 1 月の報酬支給時に精算処理が行われていましたが、3 件のうち 1 件に再度誤りがありました。 改めて精算を行うとともに、複数人でチェックを行い、ミスをなくす体制を早急に構築してください。	応援医師に係る超過勤務時間の端数処理において、認識の違いを整理する作業を十分に進めるに至らず、対応が滞っておりました。 当該 8 件分を含め、令和 4 年度以降の支払いについて、速やかに精算事務を行うとともに、今後におきましても、適正な手当の支給事務に努めてまいります。 3 件のうち、再度の 1 件の誤りにつきましては令和 6 年 5 月給与において精算を完了致しました。 以後、このようなことが無いよう複数人でチェックを行う体制について改めて確認を行うとともに、人員配置、事務分掌の見直しを含め、ミスを無くす体制を早急に構築してまいります。